

光市記者発表資料

令和元年10月1日

件名	国民健康保険の70歳以上の高額療養費の申請手続きにかかる負担を軽減します
内容	<p>1 目的 「高齢者にやさしい『わ』のまちひかり」を推進するため、高齢者の国民健康保険高額療養費の申請にかかる負担を軽減します。</p> <p>2 概要 医療機関で支払った医療費が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合、世帯主の申請により、超えた額を支給していますが、原則、月ごとに申請が必要であるため、高齢者にとって大きな負担となっています。 こうした中、高齢者の申請手続きの負担を軽減するため、下記の要件を満たす場合は、10月以降に1回申請すると、以後は、申請の必要がなくなり、登録した口座に高額療養費を自動的に振り込みます。</p> <p>3 要件 (1) 世帯主(社会保険等に加入している場合を含む)が70歳以上であること (2) 国民健康保険に加入している世帯員全員が70歳以上であること (3) 国民健康保険税の滞納がないこと</p> <p>4 効果 1月あたり約200世帯の申請手続きの負担が軽減されます。</p> <p>5 実施時期 10月以降に申請を行った場合、以降の申請を省略します。</p> <p>6 備考 <u>山口県内では初めての取組となります</u>(全国では既の実施している自治体はあります)。</p>
問合せ	担当課・係 市民課国民健康保険係 担当者 梅本 修・尾本 尚昭 (TEL 0833-72-1426)